

平成26年度

定期監査結果報告書

(教育委員会事務局)

大分市監査委員



監査第20164号
平成27年2月12日

大 分 市 長 釘 宮 馨 殿
大 分 市 議 会 議 長 板 倉 永 紀 殿
大 分 市 教 育 委 員 会 委 員 長 角 山 光 邦 殿

大分市監査委員 阿 南 洋

大分市監査委員 古 庄 研 二

大分市監査委員 荻 本 正 直

大分市監査委員 今 山 裕 之

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、教育委員会事務局（施設）の定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり提出します。

定期監査結果報告

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
教育委員会事務局 小学校（21校） 中学校（7校） 幼稚園（4園）	平成26年度（平成26年4月1日～平成26年9月30日）に係る支出負担行為等の経理事務、物品の管理事務及び施設の維持管理事務	平成26年10月28日～平成27年1月26日

2. 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、前年度監査の指摘・指導・要望事項が改善されているか等に着眼して監査を実施した。

3. 監査の結果

今回の施設監査は、次の 32 校（園）について、支出負担行為等の経理事務、物品の管理及び施設の維持管理等が適正に行われているかについて実施した。

監査の結果、一部に注意、改善を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

小学校 21 校	中学校 7 校	幼稚園 4 園
長浜、春日町、神崎、日岡、舞鶴、別保、上戸次、竹中、丹生、小佐井、坂ノ市、野津原西部 (賀来、横瀬西、大在、荏隈、敷戸、寒田、西の台、植田、宗方)	碩田、明野、大在、坂ノ市 (城南、城東、植田)	春日町、舞鶴、別保、坂ノ市

※（ ）は施設の警備状況のみ調査したもの

(1) 支出負担行為等の経理事務について

特に指摘事項はなかった。

(2) 物品の管理状況について

① 備品の管理状況について

長期にわたり使用していない備品については学校間で調整するなど、より有効に活用されるよう要望する。

併せて、今後使用見込みのない不用な備品についても必要な手続きを行うよう要望する。

② 刃物類、危険工作器具等危険物品の保管状況について

特に指摘事項はなかった。

③ 薬品類の保管状況について

特に指摘事項はなかった。

(3) 施設の管理状況について

① 施設の警備状況等について

- ・施錠・消灯等が適正に行われていないもの（大在中）
- ・前年度に引き続き施錠・消灯等が適正に行われていないもの（種田中）

教育長が各小中学校長にあてた「学校施設の適正な管理運営等について（通知）」では、勤務終了後の施錠・消灯等の確認及び機械警備のセットを徹底することとされている。

しかしながら、未施錠、未消灯、機械警備のセット忘れ等が散見された。今後は、通知に従い適正な管理運営に努められたい。

② 使用許可事務について

- ・学校長が許可できないプールの使用を許可したもの（小佐井小）
- ・学校長が許可できない時間帯で運動場等の使用を許可したもの（別保小、丹生小、小佐井小、坂ノ市中）

大分市立学校施設管理規則等によると、プールの使用や午後10時から午前8時までの間の学校施設の使用に係る許可については、学校長が承認のうえ、教育委員会が許可しなければならないが、学校長が許可していたものが見受けられた。

今後は、規則等に従い学校施設の適正な使用許可事務に努められたい。

③ 受水槽等設備の維持管理状況について

- ・自動体外式除細動器（AED）の管理が適切に行われていないもの（舞鶴小）

教育長が各小中学校長にあてた「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理について（通知）」では、自動体外式除細動器を維持管理するため毎

日及び毎月点検し、AEDチェックリストを作成することとされている。

しかしながら、月1回実施することとされている汚れ、破損等の点検が行われておらず、毎月用のAEDチェックリストを作成していなかった。

AEDは、適切な管理が行われなければ、救命救急において使用される際に、性能を発揮できないなどの重大な事象を招くおそれがあるため、日常の点検等に十分配意し、適切な維持管理に努められたい。

④ 校舎、体育館、プール等建造物の維持管理状況について

特に指摘事項はなかった。